平成２６年（フ）第６１７号
北海道千歳市高台３丁目２番３―103号　市営住宅高台団地
債務者　伊藤　幸一
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１８号
札幌市東区北10条東15丁目１番17号　ロイヤルハウス環状東202号
債務者　藤井健一郎
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２２号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番６―507号
債務者　菊池　　大
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２６号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番12号
債務者　池田　由佳
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０７号
北海道恵庭市北柏木町１丁目20番２号
債務者　松橋　敏明
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０８号
北海道恵庭市北柏木町１丁目20番２号
債務者　松橋　知子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８３号
札幌市東区北25条東12丁目３番12―202号
債務者　小濱　彰仁
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４号
群馬県前橋市城東町４丁目16番５号
債務者　平林　英治
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―20―212
債務者　林　　明人
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―20―212
債務者　林　百合子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４００号
さいたま市桜区大字白鍬60番地　渋正第二ハイツ102
債務者　北時　伸二
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
さいたま市大宮区天沼町１丁目410番地２エスト天沼206号
債務者　高野　　亙
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４０号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島159番地１カーサ・エレガンテⅡ201号
債務者　河村　武伸
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
千葉市中央区松波１丁目５番７号　坂上マンション401号
債務者　小口　圭子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１号
千葉市中央区松波１丁目５番７号　坂上マンション401号
債務者　小口　　正
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７８号
千葉市中央区星久喜町860番地３　メゾンシェール２―202号
債務者　吉田みずほ（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９１号
千葉県船橋市前原東５丁目６番25号　エステートピアオリエント２―102号
債務者　諸川　　忠
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係